令和７年第１回野洲市農業委員会総会議事録

令和７年１月10日 午後１時30分より野洲市総合防災センター２階研修室において、令和７年第１回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

１番　野洲　秀一
２番　針本　一春
３番　北中　良夫
５番　中濱　佳久
６番　橋本　高明
７番　森　恒仁
８番　田中　靖志
９番　角出　昇
１０番　北浦　一宏
１１番　木村　二郎
１２番　市木　和雄
１３番　米澤　博
１４番　井狩　憲一
１５番　辻　美智子
１７番　清水　稔
１８番　山本　芳隆
１９番　岩井　正男
２０番　青木　章
２１番　川東　静佳
２２番　石塚　健一
２３番　小森　喜一
２４番　廣瀬　久雄
２５番　山田　冨男
２６番　立入　三千男

遅参委員

１６番　島村　平治

欠席委員

　４番　　井上　輝子

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野　智
	主　幹	竹中　宏
	専門員	遠藤　総一郎
	主　査	牧　利昌（兼務）
農林水産課	主　査	牧　利昌

議長

みなさま、新年、明けましておめでとうございます。
委員の皆様には、2025 年の初春をご家族おそろいの中で、お迎えのこととお慶び申し上げます。本年も宜しくお願い致します。

本日は総会後、農政懇談会を開催しますので、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。
それでは、只今から、令和７年第１回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 24 名であります。遅参は１６番　島村委員、欠席は４番　井上委員であります。

これより、日程に入ります。
日程第１　会議録署名委員の指名を行います。
第 12 番　市木　委員、第 13 番　米澤　委員　を指名いたします。

日程第２　会期の決定について、本会期は、本日１日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。よって会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３　議第１号から議第４号の４案を順次上程します。
先ず、議第１号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、退席をして進めることとなります。
本件につきましては、譲渡人が本職でありますことから規定に基づき、退席いたします。
これに伴い、この案件の議事の進行は、第８番　田中職務代理者にお願いします。

田中職務代理者
それでは、野洲市農業委員会総会会議規則第６条第２項の規定により、職務代理者の私が議長の職務を行います。先ず、事務局からの説明を求めます。

事務局
それでは、「議第１号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。
案件は２件でございます。議案書の２ページをお願いいたします。

まず１件目、資料は別紙Ａの１ページから２ページになります。
野洲　●●●番、登記地目・現況地目ともに田、面積　2,729 ㎡について、
譲渡人（ゆずりわたしにん）　●●●　氏から、譲受人（ゆずりうけにん）　●●●　氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。
譲渡人（ゆずりわたしにん）の●●●　氏は、令和２年に申請地を取得されましたが、高齢のため経営規模の縮小を考えられ、今般、申請農地の譲渡を判断されたものです。
一方、譲受人（ゆずりうけにん）の●●●　氏は、農作業歴は 40 年を有し、通作距離は 20Km ありますが、現在も譲渡人（ゆずりわたしにん）　●●●　氏と一緒に営農されており、年間を通じて農業従事されています。
今般、双方の贈与による所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Ａの１ページの調査表をご覧ください。
譲受人（ゆずりうけにん）の　●●●　氏に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。
また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に２件目、資料は別紙Ａの３ページから５ページになります。
北　●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積　287 ㎡について、
譲渡人（ゆずりわたしにん）　●●●　氏から、譲受人（ゆずりうけにん）　●●●　氏と

●●●　氏へ、それぞれ持ち分 1/2 づつの共有名義とするべく、贈与による所有権の移転をされるものです。
譲渡人（ゆずりわたしにん）の●●●　氏は、令和５年に申請地を相続により取得されましたが、自宅からの距離が遠く維持管理が困難で、今後においても耕作の意向はなく、今般、譲渡を判断されたものです。
一方、譲受人（ゆずりうけにん）の●●●　氏と　●●●　氏は、50 年以上農業従事されており、現在、申請地を管理されており、自宅からの通作も容易であり、今般、譲渡人からの申し出があり、双方の贈与による所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Ａの３ページと４ページの調査表をご覧ください。
３ページに譲受人（ゆずりうけにん）の●●●　氏、４ページに譲受人（ゆずりうけにん）●●●　氏　に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。
また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。

田中職務代理者
続きまして、意見委員の説明を求めます。
第３番　北中委員お願いします。

北中委員
譲受人は譲渡人のご子息で、譲渡人とともに 40 年以上農業をしておられます。私としても、若い世代を育てていきたいと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

田中職務代理者
次に、第１８番　山本委員お願いします。

山本委員
北　の　案件について説明致します。
ただ今、事務局からの説明があったとおり、今回、譲渡人（ゆずりわたしにん）の●●●

は、自宅からの距離が遠く、農地の維持管理が困難とのことから、申請地の所有権移転を判断されたものです。
一方、譲受人の●●●と●●●は、ご兄弟で、現在、申請地を管理されており、自宅からの通作も容易であることから、話がまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

田中職務代理者
説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第１号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第１号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。
よって議第１号は、許可することに決定いたしました。
退席された立入委員は、自席へお戻りください。

退席されていた立入委員に報告致します。
只今議題になっております、議第１号は許可することに決定いたしました。
それでは、議事進行を立入会長と交代いたします。

議長
続きまして、議第２号　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局
「議第２号　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。
案件は４件です。議案書の３ページをご覧ください。資料は別紙Ａの１ページから 24 ページとなります。

　まず１件目です。資料は別紙Ａの６ページから９ページになります。
三上　●●●、登記地目、現況地目ともに　畑、面積 72 ㎡、について、譲渡人　●●●　氏から譲受人　●●●　氏へ売買により、露天駐車場にするために転用申請があっ

たものです。

●●●　氏は現在湖南市に居住されておりますが、申請地の隣地に一戸建住宅の建築を予定されており、今回、自己用住宅敷地の隣地に自家用車２台分程度の駐車場を設けるべく、所有者である●●●　氏との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。
別紙Ａの６ページの調査表をご覧ください。
農地法第５条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
申請地の農地区分については、市街地の区域内にある農地であることから、第３種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。
別紙Ａの７ページ～８ページ、造成につきましては、切土・盛土によって造成され、周囲は既設の擁壁で囲い、隣地の自宅敷地内に設置する会所桝に雨水排水が流入するように、勾配をつけて造成される計画です。

次に２件目です。資料は別紙Ａの 10 ページから 13 ページになります。
比江　●●●、登記地目、現況地目ともに　畑、面積 48 ㎡、について、
譲渡人　●●●　氏から譲受人　●●●　氏へ贈与により、駐車場にするために転用申請があったものです。

譲受人の●●●　氏は、現在申請地の隣地に居住されており、今回、自己用住宅敷地の隣地に、自家用車３台分程度の駐車場を設けるべく、父である●●●　氏からの贈与ということで、今回の申請に至っております。

別紙Ａの 10 ページの調査表をご覧ください。
農地法第５条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
申請地の農地区分については、市街地の区域内にある農地であることから、第３種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。
別紙Ａの 12 ページ～13 ページ、造成につきましては、ほぼ現状の高さで切土・盛土はなく、周囲は住宅側の既設の擁壁とブロックで囲い、砕石仕上げで雨水が自然浸透するように計画されています。

次に３件目です。資料は別紙Ａの 14 ページから 17 ページになります。
堤　●●●、登記地目、現況地目ともに　畑、面積 42 ㎡、堤　●●●、登記地目、現況地目ともに　田、面積 220 ㎡　合計 262 ㎡について、
譲渡人　●●●　氏から譲受人　●●●　氏へ売買により、駐車場にするために転用申請があったものです。

譲受人の●●●　氏は、現在申請地の隣地に居住されており、今回、自己用住宅敷地の隣地に自家用車８台分程度の駐車場を設けるべく、所有者である●●●　氏との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至っております。

別紙Ａの 14 ページの調査表をご覧ください。
農地法第５条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
申請地の農地区分については、市街地の区域内にある農地であることから、第３種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。
別紙Ａの 16 ページ～17 ページ、造成につきましては、盛土、一部切土によって前面道路の高さに造成され、周囲は擁壁等で囲い、雨水処理については、スロープ部分は前面道路の側溝に、その他は後背地の水路に流入するように、勾配をつけて造成される計画です。

次に、４件目です。資料は別紙Ａの 18 ページから 24 ページになります。
乙窪　●●●、登記地目、現況地目ともに　畑、面積 1,003 ㎡、について、譲渡人　●●●　氏から譲受人　●●●　氏へ売買より、露天資材置場にするために転用申請があったものです。

譲受人　●●●　氏は、不動産業を営んでおり、本市や近隣市での建築工事が急増しており、資材置き場の確保をしておかないと今後の事業に支障をきたすことから所有者である●●●　氏との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至っております。

別紙Ａの 18 ページの調査表をご覧ください。
農地法第５条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
申請地の農地区分については、市街地の区域内にある農地であることから、第３種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Ａの 20 ページ～24 ページ、中央部に幅員 6ｍの区域内道路を設け、中高木を植栽するとともに、外構資材、骨材資材、型枠足場資材の置き場として利用されます。
造成につきましては、盛土を行い、CB ブロックで囲うなどし、前面の市道の高さに仕上げる計画です。雨水についても U 字溝から会所升に集水し、道路側溝に流す計画をされています。

事務局からの説明は以上です。

議長
続きまして、意見委員の説明を求めます。
第１２番　市木委員お願いします。

市木委員
譲渡人と譲受人との間で協議され、譲渡人の駐車場として話がまとまったものです。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
次に、第４番井上委員が欠席であるため、事務局が代わって説明をお願いします。

事務局
比江の案件について説明します。
詳細については先ほどの説明のとおりです。
譲受人の●●●は、申請地の隣接地に現在お住まいで、今般、父である●●●氏から申請地の贈与を受けて、駐車場用地とするべく、転用申請されたものです。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
次に、第５番　中濱委員お願いします。

中濱委員
堤の案件について説明します。
詳細については事務局からの説明があったとおりです。
譲受人の●●●は、申請地の隣地である　●●●に現在お住まいで、狭い自己敷地内に自家用車を駐車されていますが、どうしても手狭であり、今回、自宅の隣の農地を取得し、駐車場用地として転用しようとされるものです。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
次に、第２４番　廣瀬委員お願いします。
廣瀬委員
乙窪の案件について説明します。
詳細については、事務局からの説明があったとおりです。

対象農地は、図面を見ていていただくとわかりますとおり、乙窪の北側に位置しておりまして、申請地の周囲を野洲市道に囲まれた農地であります。
所有者の●●●は、現在、申請地の畑を保全管理されている状態です。
この度、譲受人より露天資材置場として利用したいという話があり、今回の申請に至ったものであります。
皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長
説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

米澤委員
堤の案件について、譲受人個人の駐車場としてこんなに広い面積が必要なのでしょうか。

中濱委員
親族が多く、行事で集るときにはこの広さが必要であるとのことです。
また、周りが住宅で、農地部分を少し残しても困るというのも、譲渡人と譲受人とで協議された結果です。

議長
他にご質疑はございませんか。

米澤委員
乙窪の案件について、以前、同じ譲受人で足場や型枠の資材置き場約１，２００㎡が議案に上がりました。詮索すべきではないのかもしれないですが、資材置き場に転用された後、分譲住宅等の開発をされてしまうのではないでしょうか。そうしない旨の同意書をもらうことはできないでしょうか。また、景観上の問題や水路の機能への悪影響はないのでしょうか。

事務局
以前議案に上がった資材置き場の現状を確認したところ、資材置き場として使用されていました。そのため、今回も真に必要であるため申請されたものと判断しました。
分譲住宅等の開発をしない誓約については、国の通知―取扱基準―に基づいて誓約書を提出していただき、工事完了の日から６ヶ月ごとに３年間報告することを条件に、許可しました。今後も、これに基づいて注視していきます。

景観については、進入経路を確認して、問題ないと判断しました。水路については、いわゆる青線ではないことから用途廃止は不要で、付け替えも必要ありません。

中濱委員
工事完了の日から６ヶ月ごとに３年間報告することを条件に許可をしたわけですが、１回目の報告はあったのでしょうか。

事務局
工事完了から６ヶ月が経過していないため、現時点では報告を受けていません。

中濱委員
国の通知―取扱基準―について、以前議案に上がった時点では通知があり、その取扱をすでにしていたのか。どちらにしても、取扱基準に基づく定期的な確認をお願いしたい。

事務局
確認します。また、引き続き注視していきます。

議長
他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第２号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第２号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。よって議第２号は許可することに決定いたしました。

次に、議第３号　農用地利用集積計画について、を議題とします。
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第９番 角出委員、第 15 番辻委員、第 18 番山本委員、第 25 番山田委員、及び第 26 番本職の５名の退席となります。これに伴い、先程の議第１号と同様に、この案件の議事の進行は、第８番　田中職務代理者にお願いします。

田中職務代理者
それでは、先程と同様に、野洲市農業委員会総会会議規則第６条第２項の規定により、職務代理者の私が議長の職務を行います。
先ず、事務局からの説明を求めます。

事務局
議案書の４ページをご覧ください。資料は別紙Ｂになります。
「議第３号　農用地利用集積計画について」をご説明いたします。
当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第５条第１項 の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。

内容は別紙Ｂの明細書のとおりです。では、別紙Ｂの１ページ～８ページ及び９ページをご覧ください。

利用権が設定されるのは、合計　173　筆　　３６９，０７８　㎡　です。
所有権移転されるのは、　合計　　3　筆　　８，３５３　㎡　です。

事務局からの説明は以上となります。

田中職務代理者
説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第３号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第３号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。よって議第３号は原案どおりと決定いたしました。
退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた角出委員、辻委員、山本委員、山田委員、立入委員に報告いたします。
只今議題になっております、議第３号は、原案のとおり決定いたしました。
それでは、議事進行を立入会長と交代いたします。

議長
続きまして、議第４号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。この案件につきましても、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。
第７番 森委員、第 12 番市木委員、第 14 番井狩委員に退席を求めます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
　議案書の５ページをお願いいたします。資料は別紙Ｃになります。
「議第４号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」をご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９号第３項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。

本委員会が確認すべき事項は、
まず、①全ての農地を効率的に利用できているかという、全部効率要件。
次に、②年間 150 日以上農作業に従事しているかどうかという、農作業常時従事要件。
最後に、③地域の農業において、適切な役割分担の下に農業を行うことができるかという、地域調和要件の３要件のみになっています。

内容は別紙Ｃの明細書のとおりです。では、別紙Ｃの１ページをご覧ください。
中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、
合計　65　筆　　１２２，３４４　㎡　です。

事務局からの説明は以上となります。

議長
説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それではこれより議第４号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第４号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお

願いします。

挙手全員と認めます。
よって、議第４号は議案どおりと決定いたしました。
退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた、森委員、市木委員、井狩委員に報告いたします。
只今議題になっております、議第４号は議案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。
続きまして、日程第４　報告案件に入ります。
報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局
　「報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。
議案書の６ページをご覧ください。資料は、戻りまして、別紙Ａ－25 ページになります。
案件は１件です。
野洲　●●●、登記地目　畑、　現況地目　宅地、面積 39 ㎡　について、申請人　●●●氏から住宅敷地に係る転用の届出があったもので、顛末案件として処理させていただいたものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長
説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。議案書の７ページをご覧ください。資料は別紙Ａ-26 ページになります。案件は１件です。

野洲　●●●、登記地目　畑、　現況地目　雑種地、　面積 49 ㎡、譲渡人　●●● 氏、譲受人　●●● 氏　で　売買により、露天駐車場の届出があったもので、顛末案件として処理させていただいたものです。

事務局からの説明は以上となります。
議長
説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、
令和７年第１回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

閉会　14：30